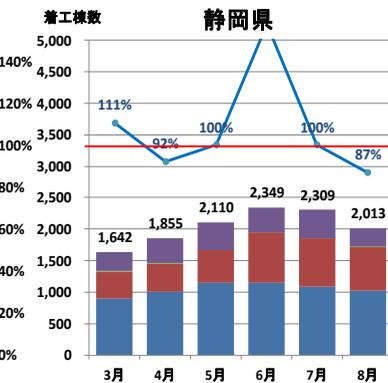
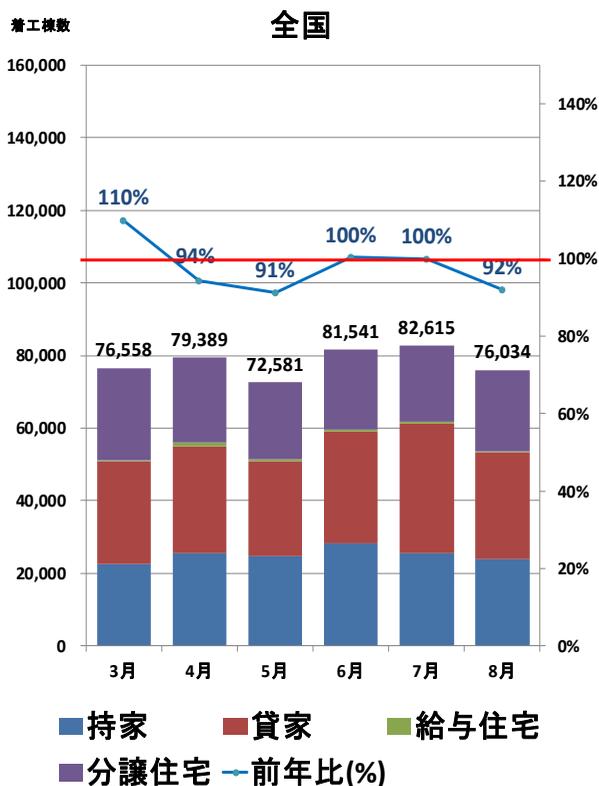
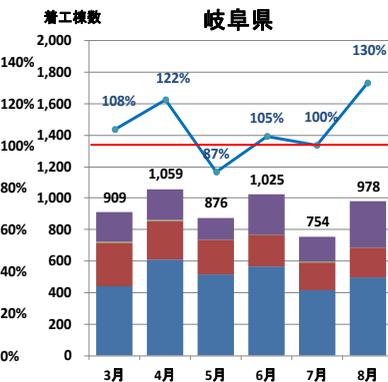
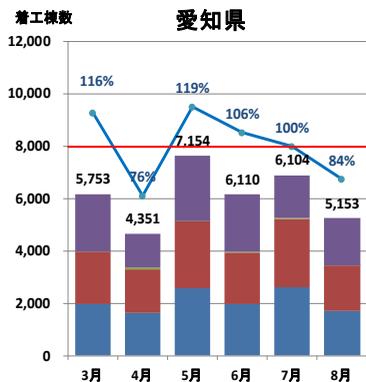


東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

国土交通省 改正建築物省エネ法 事業者向け説明会開催

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(改正建築物省エネ法)」が、令和元年5月10日に国会において成立し、同年5月17日に公布されました。

改正法の詳細な説明会として、住宅・建築物の事業に携わる方々のうち、建築物の規模別に説明会が開催されます。

■ 小規模(300㎡未満)の住宅・非住宅の関連事業者向け

- ・ 期間：令和元年11月18日(月)～令和2年2月7日(金)
- ・ 会場：全国146会場
- ・ 参加費用：無料
- ・ 申込方法：Web(<https://www.shoene.org/>)、電話、FAX

■ 中大規模(300㎡以上)の住宅・非住宅の関連事業者向け

- ・ 期間：令和元年11月1日(金)～令和2年1月28日(火)
- ・ 会場：全国47会場
- ・ 参加費用：無料
- ・ 申込方法：Web(<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/2019shoene-shosai/>)、電話、FAX

詳しくは国土交通省HPよりご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000894.html



【フラット35】 制度変更のお知らせ

10月1日以降の借り入れ申し込み分から

【フラット35】 地域活性化型の対象地域を拡充

【フラット】 35地域活性化型とは

地域活性化について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

今回追加する対象事業

■防災対策に資する事業

防災・減災対策が講じられた次のような住宅を建設または購入する場合で、当該住宅に対する補助金などを地方公共団体から受けるときに対象となります。なお、具体的な対策は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて設定します。

- 克雪住宅(多雪地域で屋根の雪下ろしの必要がないように工夫された住宅)
- 雨水浸透施設(住宅の屋根に降った雨を地中に浸透させるための施設)を設置した住宅(この施設の設置により下水道へ流入する雨水が減少し、河川の氾濫を防止するなどの効果がある)

■地方移住支援事業(移住支援金制度の活用)

移住支援金(東京23区から東京圏※外へ移住し、道府県が選定した中小企業に就職した方などに対する交付金)を地方公共団体から受けの方が、移住先で住宅を建設または購入する場合に対象となる。 ※東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

【フラット35】の金利から
当初5年間 年▲0.25%

子育て支援型

地域活性化型

UIターン

コパ外溢形成

空き家活用

NEW 防災対策

【フラット35】の金利から
当初10年間 年▲0.3%

地域活性化型

NEW 地方移住支援

* 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、【フラット35】Sと併用することができます。

詳細は【フラット35サイト】www.flat35.comをご確認ください。